

## 国民健康保険運営協議会会議録

会議名称	令和7年度 第2回洞爺湖町国民健康保険運営協議会	
開催日時	令和7年11月 4日(火) 17:57~	
開催場所	洞爺湖町役場 第2委員会室	
出席者	洞爺湖町国民健康保険運営協議会委員 9名 事務局(担当部署) 総務部住民税務課	
議題	(1) 委嘱状交付 (2) 議長選出 (3) 会長及び会長職務代理者の選出 (4) 質問書の提出 (5) 洞爺湖町国民健康保険運営協議会について (6) 北海道国民健康保険運営方針の概要について (審議事項) (1) 令和8年度洞爺湖町国民健康保険税税率等の改正について (その他)	
会議の概要		
□開会		
□委嘱状交付		
□議長選出		
□会長及び会長職務代理者の選出		
会長に丸田 明氏(公益代表)、会長職務代理者に中上 玲子氏(公益代表)が選出される。		
□質問書の提出		
□議事		
(1) 洞爺湖町国民健康保険運営協議会について		
(2) 北海道国民健康保険運営方針の概要について		
事務局から議案の「洞爺湖町国民健康保険運営協議会について」、「北海道国民健康保険運営方針の概要について」について説明。		
<b>《質疑応答》</b>		
会長 「委員の皆さんから質問や意見等はございませんか。」		
委員 全体の予算でいくらの中の 1 千何百万が赤字になるんですか。予算額全体の収入なのか、支出なのか。		

事務局 会計の予算的には 12 億円の中のということになるんですが、医療費であったり北海道に納める事業費納付金などいろいろあるのですが、全体としては 12 億の中の 1,300 万円となります。

(審議事項)

(1) 令和8年度洞爺湖町国民健康保険税税率等の改正について

事務局から資料に基づき説明。

#### 《質疑応答》

会長 今、ただいまの事務局の方から説明がございましたけれども、何かご質問ございませんか。

私も前回、3 年前に任命を受けて、聞いてたんですけども、よくわからないことが多いです。私はこうやって噛み砕いて説明してくれるんですけども実際のところ、どうなのかなって思うのが正直なところです。税率改正に対していいですか。これに対して、財政支出の方はどのくらい圧縮されるんでしょうか。

事務局 今回、令和 8 年度の改正をした際の現状の保険税の収入見込みと比較してどれくらい税収が増えるかというようなところかと思うんですけれども、今回、令和 8 年度改正分では 600 万円弱ぐらい増収が見込めるのではないかなど現在試算しているところです。先ほど委員から予算額のお話ありましたけれども、先ほど国民健康保険の予算額は 12 億円あります。そのうち国保税の保険予算いくらかというところになると、大体 1 億 7,000 万ぐらいになっていてそれに対して 1,300 万ほどが足りないという状況になっているということでございます。以上です。

会長 段階的に税率を上げていくということで一気に財政支出を解消できないので、少しずつ負担を和らげながら、町長からの質問というのは、少しでも財政支出を抑えてくれということなので、こういう結果だと思うんですけれども、私からべらべら喋ってもあれなので、皆さんからのご質問を受けたいと思います。いかがでしょうか。

委員 先ほど、令和 8 年度分の改正で 600 万ぐらい増収、例えばこれまで関連うちの半分くらいは埋められるというか少し減るだろうという見込みだったんですけど、この北海道が指定する標準税率に近づくまでに、もしかしたら赤字解消して、プラスになっちゃうんじゃないかと思うんですけど、その場合っていうのはどういう動きになるんですか。

事務局 今の状況でいきますと、赤字が解消されて、赤字より多く国保税の収入をもらうことになるんじやないかというようなご質問かと思うんですけど、北海道全体で各市町、各市町村の国民健康保険に

かかる費用っていうのがそれぞれ毎年計算をされていきます。その中で洞爺湖町として納めなければいけない金額というのが毎年度設定をされていくわけなんですね。ですので、その事業費納付金の金額がいくらになるかによって、町としての国民健康保険税をいくら納めなければいけないっていうのが決まってきます。その必要額というのが標準保険税率ということで決定をされてきております。実際納める額よりも保険税率が高くなる場合も想定はされるんですけどもその場合は一度、国民健康保険の運営基金というのがありますのでそちらの方にストックしておいて不足が生じた際には、そちらで埋め合わせをして保険税率が毎年変動するようなことがないように調整をしていくというようなことになるところです。まずは赤字を解消するというのが前提内容です。

会長 前回の試算で、何年度ぐらいに黒字になるという話でしたか。

事務局 机上の計算ではあると思うのですが令和11年度、12年度に向けてゼロになっていくという机上の計算ではあるんですが、やっぱり医療費だったりっていうこともあるのでなかなか厳しい部分があつたりするのかなっていうところと、あと、税率を上げる、上げるっていうところではあるんですが、一定の所得以下の方はいらっしゃいます。その中で所得が低い方については、7割の軽減があつたり、5割の軽減あつたり最後は2割の軽減があるっていうところもありますので、収入の少ない方は軽減が働くっていうところで、全ての方が、洞爺湖町の収入全体、所得が全体上がれば、その部分は解消するのが早くなるのかなとは思いますけれども。町全体の皆さんのが収入、所得額も影響していくところです。

委員 人口ですね。自然減。

会長 分母が減ってくるのでは。

事務局 そうですね。今的人口減というところでいくと国民健康保険の被保険者というのが、年々減ってきて逆に後期高齢者医療の方に移っていく方が多いっていうような状況になっていますので国保だけを見ると、支える人がだんだん少なくなっていくっていうところも出てくるのかなと思います。

委員 前にもお聞きしたことがあると思うのですが、全町民の中で国民健康保険に入ってる方の割合っていうのはどれぐらいでしたっけ、世帯として。

事務局 令和7年3月末の状況で人口が7,815人で、そのうち国保の被保険者数というのは1,935人なので、3割くらいが国民健康保険の加入者ということになります。

委 員 結局、持ち出し分が、町民全員が国保に入ってるんだったらまだしようがないのかなっていう面があるんだけどっていうことですよね。早い話がね。

会 長 他にご質問ございませんか。なければ、本日諮問を受けた内容は事務局が説明あったとおりとなります。町からの諮問に対し、運営協議会として答申することになるわけですけれども、諮問に対する答申については、もう一度会議を開催し審議することも可能ですが、いかがいたしましょう。つまりは、町からの諮問に対して、これでいいですよっていうのであれば、この会議で終ります。異議があるということであれば、また、もう一度運営協議会を開いてお話しするという形になりますけれどもいかがでしょうか。難しい判断だと思うんですけども。

委 員 新任の委員さんも今回ずいぶんいらっしゃるんで、今までの経緯とともにね、もうちょっと詳しい資料を揃えていただいて。

委 員 過去のあれからすると、今までの前年じゃなくともう少し前からの数値でこういうふうに上がってきたって、来年以降はこうなります。これだと、いただいたのは、来年以降の数字はこうなりますよ。じゃなくて。それは必要なんですけど、この税率で上げていくっていうのはわかりますし、さっきおっしゃったように、数字的にはちょっと細かいもの書いていくのは無理かなと思いますけども、その数字が出てきた過去のやつもできれば資料として。例年資料としてあがっていましたよね。あれば過去から今回、今回から来年度以降っていうのを比較になるかなと思いますし。ちょっと当日集まつて新任の方がいらっしゃるのに当日で諮問出たからすぐ答申ですっていうのはちょっと早いのかな。もう少し過去のやつを比べていただいて納得していただいてからの方がいいんじゃないかなとは思います。

事務局 今回なぜこの時期になったかというところなんですが、これから 12 ヶ月の議会に向けてっていう考え方ではあるんですけども、昨年は 1 ヶ月早かったところで開催をさせていただいたんですが、今回新しい委員さんの改選期ということもございまして、改選になった委員さんの中で説明をさせていただいて、ということでちょうど 1 ヶ月後ろ倒しになったというところがありました。それで昨年、過去の状況も説明した方がいいのではないかっていうこともあって、合併をした当初から、平成 21 年からの税率を議案の中で記載させていただいたところなんんですけども、平成 21 年、22 年当時は不均一課税といって虻田地区と洞爺地区が違う税率で運営してございました。

洞爺湖町独自で運営していたという部分もありまして平成 23 年度に保険税税率を統一ということで、それからですね、ずっと低い税率でやっていたというような状況でございます。ただし限度額については、法定なものですから、1 年遅れではあったんですが、それに追いつくようにということで、

実際それまでの間のこの協議会の諮問と答申については、ずっと限度額、法定なんですが、限度額についての引き上げの諮問をさせていただいて、それに対して答申を受けていたということでございます。それから令和4年度に税率を改定したというようなところでございまして、そのときに改正した内容については均等割を少々上げさせていただいたというところでございます。そして4年、5年、6年度と行きましたが、いよいよもって令和12年度に向けての改正をしなきゃいけないと。標準税率に近づけていかないと駄目ということと、洞爺湖町が抱える赤字解消に向かって行かないといけないというところで昨年の審議会の委員さんの中で、令和12年度に向けて、負担の少ないような形で均等に段階的に改正しましようというような流れになったところでございます。

それと先ほど資産割というのがちょっと出てきたと思うんですが、こちらについては先ほど固定資産税に対して、土地と家屋ですね。土地と家屋の税金に対して、税額に対して何%っていうことになります。こちらについては、平成30年の都道府県化になった時期ぐらいから資産割は馴染んでないと。要は資産を持ってない人には賦課されないと。資産を持ってる人には全員国保税もかかる。いよいよ令和9年度までというか本来、令和8年度までに資産割を解消しましようっていう話だったんですが、昨年の協議会の中で2カ年かけてということで、8年度の改正で、やがてゼロにする、9年度でゼロにしていくというところで、その穴埋めの部分もあります。そのようなところで北海道の方でも試算した中で、それに対して上げていくというようなところで考えております。

会長　あと何かご質問ございませんか。いずれにしても答申については、その場においてもそうですし、もう一度やっても結果は同じかなと。同じ答申なのかなって感じするんですけどいかがいたしましたか。もし、この改正内容が妥当であるということであれば、答申については、会長に一任してもらい、しかるべき時期に町長に答申をしたいと考えておりますけれども、いかがいたしましょうか。よろしいでしょうか。

委員　会長に一任の声あり

会長　ありがとうございます。それでは、次の(2)その他について、事務局より何かありますか。

(その他)

事務局　ご審議いただきましてありがとうございます。過去の経緯、こういったものの資料が足りなかつたかなと反省しているところですので、この後、会議録等を送付する機会があると思いますのでその際に追加の資料ということで、過去の経緯等をまとめたものをお送りできればなと思いますのでご理解いただければと思います。今後のこれから予定なんですかけれども、この後、会長と答申の時期について協議して町長の方に答申したいと思っております。町長への答申があったことを踏まえ

まして、町としては条例改正を今回の税率改正を、議会の方に提案したいと考えております。

また次回の協議会なんですけれども、開催時期の話なんですが、例年だと通常3月、次の会議の開催については3月を予定していて、会議の中身としては来年度、令和8年度の事業計画の内容であったり、予算の内容というところのご報告、ご審議をいただくというところと、条例改正の部分が進んでいるのであればその進捗状況等の報告になろうかなと思っておりますので、また日程調整とさせていただきたいと思いますので、次回もご出席いただきたいと考えております。その他は以上です。

会長 他に何かありませんか。なければこれで令和7年度第2回国民健康保険運営協議会を終了いたします。

□閉会 ~19:00